

愛媛県介護サービス情報の公表実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本県における介護サービス情報の公表について、必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 介護サービス情報の公表は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において保証するための仕組みとして、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づく介護サービス事業所（事業所及び施設をいう。以下同じ。）が、自らの責任において情報を公表し、利用者が当該情報を活用しながら主体的に介護サービス事業所を選択するための環境整備を行うものである。

(指定調査機関)

第3条 介護サービス情報の調査事務は、知事が当該調査事務を適切に実施できると認めて指定した者（以下「指定調査機関」という。）が行うものとする。

2 指定調査機関の要件及び申請手続等については、別に定めるところによる。

(対象となる介護サービス事業所)

第4条 介護サービス情報の公表の対象事業所は、第6条第3項で定める計画の基準日前に既に介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）

第140条の43で定めるサービスの指定又は許可を受けている介護サービス事業所（当該基準日前の1年間において支払を受けている介護報酬の合計額(利用者負担を含む。以下同じ。)が100万円以下であるものを除く。以下「既存介護サービス事業所」という。）及び計画の基準日以降新たに省令第140条の43で定めるサービスの指定又は許可を受けようとする介護サービス事業所（以下「新規介護サービス事業所」という。）とする。

2 既存介護サービス事業所については、省令別表第1に定める基本情報項目、省令別表第2に定める運営情報項目及び事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）を公表するものとする。

3 新規介護サービス事業所については、省令別表第1に定める基本情報項目を公表するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、新規介護サービス事業所が省令別表第2に定める運営情報項目の公表を希望する場合は、これを妨げないものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、第6条第3項で定める計画の基準日前の1年間において支払を受けている介護報酬の合計額が100万円以下である介護サービス事業所が情報の公表（基本情報項目、運営情報項目）を希望する場合は、これを妨げないものとする。

(介護サービス情報の公表の頻度)

第5条 介護サービス情報の公表の頻度は、年1回とする。

(介護サービス事業所の調査及び介護サービス情報の公表に関する計画)

第6条 介護サービス事業所は、知事が作成する「報告・調査・情報公表計画」に従い、

介護サービス情報を知事に報告しなければならない。

- 2 前項の計画（以下「計画」という。）の策定は、各年度における調査開始予定日の2か月前までに行うものとする。
- 3 計画の期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、その場合の計画の基準日は、当該期間の初日の属する年の1月1日とする。
- 4 計画は、省令で定める介護サービスについて、前項の期間内に、サービスの種類ごとに、県内全ての情報公表対象介護サービス事業所が情報の公表を終えるように、定めるものとする。
- 5 計画は、次の手順により定めるものとする。
 - (1) 知事は、市町等から指定介護サービス事業所情報を入手するとともに、保険者等から第3項で定める計画の基準日前の年において介護報酬がある介護サービス事業所及び当該介護サービス事業所の月別介護報酬支払状況に係る情報を入手し、情報の公表対象事業所を把握するものとする。
 - (2) 知事は、指定調査機関の調査可能なサービスの種類、調査実施可能量及び調査実施可能時期を把握・勘案して、調査対象となる介護サービス事業所について指定調査機関ごとに割振りを行うものとする。
 - (3) 指定調査機関は、前号の割振りについて、当該指定調査機関の調査可能なサービスの種類、調査実施可能量及び調査実施可能時期を踏まえ、適当かどうか検討を行い、知事に報告を行うものとする。
 - (4) 知事は、前号の指定調査機関からの報告に基づき、計画を定めるものとする。

（介護サービス情報の報告及び受理等）

第7条 介護サービス事業所は、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定める時期までに、介護サービス情報を知事に報告しなければならない。

- (1) 既存介護サービス事業所 計画に定める時期
- (2) 新規介護サービス事業所 介護サービスの提供を開始しようとするとき。
- 2 知事は、介護サービス事業所から報告される介護サービス情報を受理し、計画と当該事業所からの報告状況について、適正に管理するものとする。
- 3 第1項の報告のうち、省令別表第2に定める運営情報項目について、次の各号ごとに掲げる複数のサービス（以下「区分別サービス」という。）を、同一事業所（同一敷地内又は隣接敷地内の事業所を含む。）で一体的に提供している場合は、主たるサービスの報告をもって他のサービスの報告として取り扱うものとする。ただし、各区分別サービスについて、一体的に運営されていない場合は、この限りではない。
 - (1) 訪問介護、夜間対応型訪問介護
 - (2) 訪問入浴介護（予防を含む。）
 - (3) 訪問看護（予防を含む。）、指定療養通所介護
 - (4) 訪問リハビリテーション（予防を含む。）
 - (5) 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護（予防を含む。）、指定療養通所介護
 - (6) 通所リハビリテーション（予防を含む。）、指定療養通所介護
 - (7) 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む。）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
 - (8) 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防を含む。）、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）

- (9) 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）（予防を含む。）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型））（予防を含む。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
- (10) 福祉用具貸与（予防を含む。）、特定福祉用具販売（予防を含む。)
- (11) 小規模多機能型居宅介護（予防を含む。)
- (12) 認知症対応型共同生活介護（予防を含む。)
- (13) 居宅介護支援
- (14) 介護老人福祉施設、短期入所生活介護（予防を含む。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (15) 介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防を含む。)
- (16) 介護医療院、短期入所療養介護（介護医療院）（予防を含む。)
- (17) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (18) 複合型サービス

（調査の実施等）

- 第8条 知事は、介護サービス事業所から報告のあった介護サービス情報のうち調査が必要な情報を、速やかに、調査を担当する指定調査機関に通知するものとする。
- 2 指定調査機関は、前項の通知を受けた後、計画に基づいて、介護サービス事業所の訪問調査を実施する。
- 3 訪問調査は、次に定めるところにより行うものとする。
- (1) 調査員は、調査開始に当たり、知事に対して、調査事務に関して知り得た秘密の保持に関する誓約を行うこと。
 - (2) 1事業所当たりの訪問調査の期間は、1日以内とする。
 - (3) 介護サービス事業所の調査は、調査員が事業所を訪問し、事業所が予め記入した介護サービス情報に基づいて行うものとする。
 - (4) 調査員は、訪問調査を終了するに当たり、介護サービス事業所に対して調査結果を報告し、事実誤認がないことについての同意を得るものとする。
 - (5) 調査員は、訪問調査の際、明らかな指定基準違反により利用者に対するサービスの質が著しく低下している等、緊急を要する事項を発見した場合は、所属する指定調査機関を通じて当該事実を県に通報する等、適切に対応しなければならない。
 - (6) 前条第3項の規定は、調査の実施について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは「第8条第2項」と、「報告」とあるのは「調査」と読み替えるものとする。
- 4 調査員は、調査終了後速やかに、所属する指定調査機関に調査結果を報告するものとし、指定調査機関は、調査員からの報告後速やかに、知事に調査結果を報告するものとする。
- 5 調査員は、知事又は知事の指定する者が実施する調査員養成研修を修了し、県の調査員名簿に登録された者とする。
- 6 前項の知事の指定する者が実施する指定調査員養成研修機関の要件及び申請手続等については、別に定めるところによる。

（調査結果の公表等）

- 第9条 知事は、指定調査機関からの調査結果を受理し、未記入事項がないこと等の確認をし、公表する正しい介護サービス情報を決定の上、計画に基づいて介護サー

ビス情報を公表するものとする。

- 2 知事は、計画と指定調査機関からの報告及び情報の公表の状況について、適切に管理するものとし、予め策定した計画に、情報の公表状況について記入し、随時公表するものとする。

(公表情報に対する苦情等の受付及び再調査)

- 第 10 条 知事は、公表情報に対する苦情、相談等を受け付けるとともに、必要と認められるときは、介護サービス事業所に対する照会又は再調査を行うものとする。
- 2 前項の照会及び再調査は、当該介護サービス事業所を調査した指定調査機関が行うものとする。

(指定情報公表センター)

- 第 11 条 法第 115 条の 42 の規定に基づき、知事が指定情報公表センターに介護サービス情報の公表事務を行わせる場合における当該指定は、1 法人とする。
- 2 指定情報公表センターの行う業務は、次のとおりとする。
 - (1) 介護サービス情報の公表計画の立案及び進行管理
 - (2) 介護サービス情報の報告の受理
 - (3) 介護サービス情報の公表
 - (4) 公表情報に対する苦情、相談等の受付
- 3 指定情報公表センターの要件及び申請手続等については、別に定めるところによる。
- 4 第 6 条から前条までの規定は、指定情報公表センターについて準用する。この場合において、第 6 条第 1 項中「知事が作成する」とあるのは「指定情報公表センターが作成し知事の承認を受けた」と、「知事に」とあるのは「指定情報公表センターに」と、同条第 5 項及び第 7 条から前条までの規定中「知事」とあるのは「指定情報公表センター」と読み替えるものとする。

(虚偽の報告等に対する改善命令等)

- 第 12 条 知事は、介護サービス事業所が当該介護サービス情報の報告をせず、若しくは虚偽の報告を行い、又は調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期限を定めて改善命令を行うものとする。
- 2 知事は、市町長の指定権限に係る介護サービス事業所に対し前項の規定による改善命令をした場合は、遅滞なく、その旨を当該介護サービス事業所を指定した市町長に通知するものとする。
- 3 知事又は指定情報公表センターは、第 1 項の規定による改善命令の結果、介護サービス情報の訂正が必要な場合は、直ちにこれを行うものとする。

(指定の取消し等)

- 第 13 条 知事は、介護サービス事業所（知事の指定権限に係る介護サービス事業所に限る。）が前条第 1 項の改善命令に従わないときは、法第 115 条の 35 第 6 項の規定に基づき指定の取消し等を検討するものとする。
- 2 知事は、介護サービス事業所（市町長の指定権限に係る介護サービス事業所に限る。）が法第 115 条の 35 第 7 項に該当する場合は、市町長に通知するものとする。

(守秘義務等)

- 第 14 条 指定調査機関の役職員（調査員を含む。）又はこれらの職にあった者及び指

定情報公表センターの役職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なく、調査事務又は公表事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第 15 条 介護サービス情報に係る基本情報項目及び運営情報項目並びに介護サービス情報の報告に係る記載要領については、平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331007 号厚生労働省老健局振興課長通知「『介護サービス情報の公表』制度の施行について」に定めるとおりとする。

2 省令第 140 条の 62 の 2 の規定に基づき知事が定めるものとされている介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報は次のとおりとする。

(1) 介護サービスの質に関する情報については、要介護の改善状況、褥瘡の発生状況、転倒の発生状況及び第三者評価の結果等とする。

(2) 介護サービスに従事する従業者に関する情報については、離職率、勤務時間（シフト体制等）、賃金体系、一人あたり賃金、有給休暇の取得状況等とする。

附 則

1 第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 18 年度の計画は、知事が作成し、公表する。

2 第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 18 年度の計画の策定期間は 18 年 5 月中とし、同条第 3 項の規定は適用しない。

3 第 9 条第 5 項の規定にかかわらず、調査員養成研修に「介護サービス情報の公表」制度施行準備・支援協議会が、平成 17 年 11 月 21 日及び同年 12 月 5 日乃至 8 日に東京都で実施した調査員指導者養成研修を含めるものとする。

4 この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 25 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 24 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 23 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 24 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 9 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 18 日から施行する。